

令和 8 年 7 月 1 0 日に公表した、「さいたま市新庁舎整備事業に関するパートナーシップ協定書（案）」の記載事項の一部について訂正がありましたので、訂正箇所を以下に示します。

頁	項目	訂正前	訂正後
第 5 条 (参考額及び価格等の交渉)	第 1 項	工事請負契約の締結に向けて、発注者の示す工事費参考金額（以下「参考額」という。）は、下記の通りとする。参考額は、本工事における工事費の目標額となる。 建築工事 金 4 6, 4 0 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む） <u>電気設備工事</u> 金 1 3, 4 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む） <u>機械設備工事</u> 金 1 0, 3 3 2, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）	工事請負契約の締結に向けて、発注者の示す工事費参考金額（以下「参考額」という。）は、下記の通りとする。参考額は、本工事における工事費の目標額となる。 建築工事 金 4 6, 4 0 9, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む） <u>機械設備工事</u> 金 1 3, 4 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む） <u>電気設備工事</u> 金 1 0, 3 3 2, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）